

事業区分名：収益事業区分  
拠点区分名：地域福祉推進拠点区分

## 計算書類等に対する注記（拠点区分用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準  
該当なし。
- (5) 賞与引当金の計上基準  
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準  
該当なし。
- (7) 消費税の取り扱い  
当拠点区分においては、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用  
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等の拠点区分、サービス区分

当拠点区分が作成する計算書類は以下の通りとなっている。

- (1) 地域福祉推進拠点区分拠点区分計算書類  
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙 3）

事業区分名：収益事業区分

拠点区分名：地域福祉推進拠点区分

1. 喫茶わかば

2. 自動販売機設置事業

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙 4）

1. 喫茶わかば

2. 自動販売機設置事業

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

## 6. 会計基準第 3 章第 4 (4) 及び (6) の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 7. 担保に供している資産

該当なし。

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

## 10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

## 11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

## 12. 重要な偶発債務

該当なし。

## 13. 重要な後発事象

該当なし。

## 14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 15. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。